

【写】

4台監第116号
令和5年3月28日

殿

台東区監査委員	元 田	秀 治
同	太 田	龍 彦
同	本 目	さ よ

令和4年度 指定管理者監査の結果について(報告)

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、標記監査を実施しましたので、この結果を
同法第199条第9項の規定により、別紙のとおり報告いたします。

1 監査期間

令和4年6月28日(火)～令和5年3月28日(火)

2 監査対象

「東京都台東区監査事務実施要領」に定める指定管理者監査対象選定基準に基づき選定し、指定管理者3団体を監査した。

指定管理者、施設及び主管課は、次のとおりである。

指定管理者名	施設名	主管課
明治座・野村不動産 パートナーズグループ	浅草公会堂	区民課
公益社団法人 地域医療振興協会	台東病院	健康課
	老人保健施設千束	高齢福祉課
社会福祉法人 康保会	東上野乳児保育園	児童保育課

3 監査の範囲

原則として、令和3年度における指定管理者の公の施設の管理に係る出納その他の事務の執行について実施した。

4 監査の観点

年度計画の基本方針に基づき、指定管理者の公の施設の管理に係る出納その他の事務が、その目的に沿って適正かつ効率的に執行されているかどうか、また、主管課の指定管理者に対する指導・監督が適切に行われているかどうかを主眼として実施した。

5 留意事項

協定等に則り、会計経理が適正かつ効率的に執行されているかに留意し監査を行った。

6 監査の方法

監査委員は、指定管理者の出席を求め、あらかじめ提出を求めた監査資料に基づき、質疑応答を行うとともに、必要に応じ施設の管理運営状況について実地調査を行った。

また、事務局職員が関係資料や現地の調査等の予備監査を行い、基本的な事実関係を確認した。

(1) 実地監査、予備監査日程

指 定 管 理 者	実 地 監 査 日	予 備 監 査 日
社 会 福 祉 法 人 康 保 会	11月1日(火)	10月26日(水)
公 益 社 団 法 人 地 域 医 療 振 興 協 会	11月7日(月)	10月27日(木) 11月2日(水)
明 治 座 ・ 野 村 不 動 産 パ ー ト ナ ー ズ グ ル ー プ	11月16日(水)	11月10日(木)

(2) 予備監査における主な確認書類

① 主管課

(ア) 指定管理料等支出に関する書類(指定管理料等支出にかかる原議等諸書類)

(イ) 当該施設の指定管理に係る根拠となる条例、規則

(ウ) 基本協定書、年度協定書等

(エ) 指定管理者に関する調査票

② 指定管理者

(ア) 指定管理施設に関する事業報告書

(イ) 指定管理施設に関する決算報告書

(ウ) 関係諸規程(運営規程、経理規程、個人情報保護の基準等に関する規程等)

(エ) 給与・サービス関係諸書類

(オ) 経理関係書類(総勘定元帳、伝票、契約書、現金出納帳、預金残高証明等)

(カ) 収入関係書類(区委託料等に関する書類、利用料収入に関する書類等)

(キ) 設備・備品管理関係書類(建物設備関係書類、備品台帳等)

7 監査結果

各指定管理者に対する監査結果は、次のとおりである。

団体名 社会福祉法人 康保会

第1 監査対象の概要

1 法人の概要

康保会は、大正9年に「浅草会館」として設立され、昭和13年に社会福祉法人となり、昭和16年に「康保会」として名称変更。

法人は、博愛の精神により、福祉サービスを必要とする者が心身ともに健やかに育成され、年齢及び心身の状況に応じ、地域において必要な福祉サービスを総合的に提供されるように援助することを目的として、次の事業を行っている。

(1) 第一種社会福祉事業

康保会玉淀園乳児院の設置経営

(2)第二種社会福祉事業

康保会保育園、康保会乳児保育所の設置経営、東上野乳児保育園の受託経営

2 指定施設等

法人が台東区において指定管理者として管理している施設は、次のとおりである。

(1)施設名等

施設名	設置条例	指定期間	施設の提供サービス
東上野乳児保育園	東京都台東区保育所条例 (昭和36年台東区条例第2号)	令和2年4月 から5年間	保育を必要とする0歳 ～3歳児未満の乳幼 児の保育を行う

(2)施設概要

所在地	東上野4-22-3
開設年月	平成9年6月
建物床面積	678.08㎡
定員	60人(0歳児～2歳児各20人)

3 施設の収支決算状況等

施設名	収 入	支 出	区からの 指定管理委託料
東上野乳児保育園	218,837,970円	200,197,952円	218,035,510円

第2 監査の結果

指定管理者の東上野乳児保育園の管理にかかる出納、その他の事務処理については、おおむね良好に行われているものと認められ特に指摘・指示する事項はないが、事務処理上軽微ではあるが、次の誤り等の事例があったので、その場で、口頭にて注意した。今後の適正、適切な事務執行に留意されたい。

(口頭注意事項)

- ・時間外勤務命令書で上司命令印・確認印の押印もれ
- ・小口現金出納帳の勘定科目誤りの事例

団体名 公益社団法人 地域医療振興協会

第1 監査対象の概要

1 法人の概要

公益社団法人地域医療振興協会は、社団法人として昭和61年5月に設立され、平成21年12月に公益社団法人に移行した。

本部は千代田区平河町に所在し、へき地を中心とした地域保健医療の調査研究及び地域医学知識の啓発と普及を行うとともに、地域保健医療の確保と質の向上を図ることにより、住民福祉の増進を図り、地域間での医療の不均衡の解消、地域の振興を目指した活動を行っている。

2 指定施設等

法人が台東区において指定管理者として管理している施設は、次のとおりである。

(1)施設名等

施設名	設置条例	指定期間	設置目的
台東病院	東京都台東区立病院条例(平成20年台東区条例第52号)	平成31年4月から10年間	区民の健康保持に必要な医療の提供
老人保健施設千束	東京都台東区立老人保健施設条例(平成12年台東区条例第15号)		介護を必要とする高齢者等に対し福祉と保健医療とにわたるサービスを提供

(2)施設概要

○台東病院

所在地	千束3-20-5
開設年月	平成21年4月
建物延面積	17,328㎡(うち病院部分 9,281.99㎡)
病床数	120床(一般40床、療養80床(うち回復期リハビリテーション病棟40床))
診療科目	内科、整形外科、リハビリテーション科、眼科、耳鼻咽喉科、皮膚科、泌尿器科

○老人保健施設千束

所在地	千束3-20-5
開設年月	平成6年6月(平成21年4月に現在地へ機能移転)
建物延べ面積	17,328㎡(うち老人保健施設部分 8,046.01㎡)
入所定員	150床(一般100床、認知症50床)
通所リハビリ	1日50人

3 施設の収支決算状況等

施設名	収 入	支 出	区からの指定管理委託料
台東病院	2,327,922,077円	2,178,993,708円	18,700,000円

老人保健施設 千 束	860,750,440 円	978,308,714円	0 円
計	3,188,672,517円	3,157,302,422円	18,700,000 円

第2 監査の結果

指定管理者の台東病院、老人保健施設千束の管理にかかる出納、その他の事務処理については、おおむね良好に行われているものと認められ特に指摘・指示する事項はないが、事務処理上軽微ではあるが、次の誤り等の事例があったので、その場で、口頭にて注意した。今後の適正、適切な事務執行に留意されたい。

(口頭注意事項)

- ・ 契約書の契約締結日の記載もれ
- ・ 領収書の宛名のない事例

団体名 明治座・野村不動産パートナーズグループ

第1 監査対象の概要

1. 法人の概要

株式会社明治座は、1873年(明治6年)に創業、1950年(昭和25年)5月に株式会社設立。主な業務は、演劇興行、料飲事業、不動産管理事業である。現在は明治座グループとして、舞台設備の管理・操作を担う明治座舞台の運営や、都内を中心に外食産業も手掛けている。指定管理者としての運営実績は、浅草公会堂が初である。

野村不動産パートナーズ株式会社はビル・マンションの総合管理会社として1977年(昭和52年)に設立され、主な業務はビルマネジメント事業、建築インテリア事業、プロパティマネジメント事業である。

指定管理者としての運営実績は、台東区立社会教育センター、千束社会教育館、小島社会教育館、根岸社会教育館、今戸社会教育館、なかのZERO(中野区もみじ山文化センター)を受託している。

浅草公会堂については、両社がコンソーシアムを組み指定管理者として指定されている。

2. 指定施設等

グループが台東区において指定管理者として管理している施設は、次のとおりである。

(1)施設名等

施設名	設置条例	指定期間	設置目的
浅草公会堂	東京都台東区立浅草公会堂の設置等に関する条例(昭和52年台東区条例第9号)	平成31年4月から5年間	区民の福祉を増進し文化の向上を図るため

(2)施設概要

所在地	浅草1-38-6
開設年月	1977年(昭和52年)10月
建物延床面積	12,185.69㎡
施設内容及び 利用定員	ホール(1,074席)、第1集会室(洋室70名)、第2集会室(和室50名)、第3集会室(和室50名)、展示ホール

3 施設の収支決算状況等

施設名	収 入	支 出	区 からの 指定管理委託料
浅草公会堂	117,430,921円	120,042,442円	97,303,775円

第2 監査の結果

指定管理者の浅草公会堂の管理にかかる出納、その他の事務処理については、おおむね良好に行われているものと認められ特に指摘・指示する事項はないが、事務処理上軽微ではあるが、次の誤り等の事例があったので、その場で、口頭にて注意した。今後の適正、適切な事務執行に留意されたい。

(口頭注意事項)

- ・ 残業時間の誤入力

8 監査委員との主な質疑応答事項

監査対象指定管理者	社会福祉法人 康保会
監 査 実 施 日	令和4年11月1日(火)
主な質疑応答 (Q:監査委員 A:指定管理者)	
【東上野乳児保育園】	
Q	新型コロナウイルス感染症の発生状況について。
A	ここ何年かで、ほとんどの職員が新型コロナウイルス感染症に罹っていて、罹っていない職員は少数である。園児は1名罹ると数名罹るが、各クラス分けをし、一部休園というのは数回あったが、園としては常に開けて運営していた。
Q	他の園との職員体制の入れ替えとかはあったのか。
A	康保会は区内に3園運営していて、その中でやり繰りする準備はしていたが、職員等の復帰により何とかなかった。
Q	ヒヤリハットに対する対策は。
A	ヒヤリハットについては、リスクマネジメント委員として、園長、主任及び各クラス1名ずつについて、月に1回会議を行っている。毎日一人一つのヒヤリハットを書き出し、集計結果を週末に掲示して、どんなヒヤリハットがあったか、職員で共有している。
Q	0歳児の推進加算は、産休・育休明けの入所予約事業だが、考え方は。
A	4月で0歳児の定員割れになっている状況であれば、手を挙げて、推進加算の対象にさせていただけるとありがたい。
Q	連絡帳のオンライン化は考えているのか。
A	現在検討中で、台東区でもオンラインやペーパーレス化を進めているので、時代に合わせようと考えている。
Q	保護者には避難場所をどの様に伝えているのか。
A	入園のしおりに、広域避難場所は上野公園と記載していると、説明している。
Q	評議員選任解任委員会の役割について。
A	理事会で選任した評議員を、この方は適正かどうかを審議する機関。今回は逝去された評議員がいたので、評議員の欠員があり、コロナ禍でオンラインにより開催した。
Q	危機管理について。
A	令和4年度は、危機感を持ってもらうため、5月に抜き打ちで防犯訓練を行った。合言葉を決めていて、犯人を刺激しないで対応する方法について重点的に取り組んだ。上野警察署の職員からは、さすまたの使い方を指導いただいた。
Q	地方への求人状況は。
A	オンラインやホームページを充実させ、全国の養成校や法人に求人票を送った。これからは、SNS の活用も考えている。

監査対象指定管理者	公益社団法人 地域医療振興協会
監 査 実 施 日	令和4年11月7日(月)
主な質疑応答 (Q:監査委員 A:指定管理者)	
【台東病院・老人保健施設千束】	
Q	新型コロナウイルス感染症の発生状況について。
A	第3波及び第6波の際は、家族からの感染による職員の感染が相次いだ。老人保健施設千束では、一昨年(令和3年)の1月にクラスターが発生し、6階の認知専門棟で最大十数人の患者が発生した。亡くなった方もいて、深刻な状況であった。
Q	台東病院在宅療養支援患者登録制度について。
A	日頃から訪問診療を実施している患者の病名や状態を在宅医と共有し、在宅で具合が悪くなった患者が出た場合に、台東病院で速やかに受入れるためにあらかじめ患者を登録する制度。在宅医にとっても病院とのサポート連携は有益であると考えている。
Q	外国人技能実習生(ベトナム)について。
A	介護士を目指す若い人が少なくなっているため、介護人材は全国的に不足しており、一部海外の人たちに頼らざるを得ない。介護福祉士の資格が取得できれば良いが、筆記試験が日本語で実施されることが一番のハードルになっている。
Q	基本理念で、「安心して子育てができるよう、医療の面から支援します」とあるが、取り組みは。
A	当病院は、主に高齢者の慢性期医療の拠点機能を担っているが、現在、小児の新型コロナウイルスワクチン接種を行っており、今後、乳幼児のワクチン接種も開始する。
Q	病院祭の規模について。
A	3年前と比べ、規模を縮小しての実施となった。今回は、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、チラシの配布については近隣3町会(大鳥・千和・千吉)のみとした。その他の周知は、ホームページや院内掲示で行った。
Q	新規入院・入所のPCR検査の体制はどうか。
A	PCR検査の機器は2台設置しており、1日20名程度実施できる。新規入院・入所の方へのPCR検査実施は徹底している。検査費用の自己負担はない。
Q	令和2年度は赤字で、令和3年度は黒字である理由。
A	令和2年度は老健で発生したクラスターが運営に影響し、収入が減少した。令和3年度は、診療実績の回復によるものではなく、ワクチン接種による収益増や、発熱外来の実施に伴う補助金収益増により黒字になった。
Q	貸借対照表で固定資産の長期貸付金の内容は。
A	主に、指定管理者が運営する看護学校の学生への奨学金の貸付である。
Q	採算性にとらわれない事業としてどのようなことを考えているのか。
A	医療及び介護の質を担保するために、人材育成をしっかりと行わなくてはならない。また、台東区の公の施設の管理運営を行う指定管理者として、地域貢献に資する人材育成も必要と考えている。

監査対象指定管理者	明治座・野村不動産パートナーズグループ
監査実施日	令和4年11月16日(水)
主な質疑応答 (Q:監査委員 A:指定管理者)	
【浅草公会堂】	
Q	コロナ禍前とコロナ禍の中での利用の稼働状況について。
A	ホールの日別の利用状況でいうと、コロナ禍前はおよそ90%の利用があったが、令和元年度は2月頃から雲行きが怪しくなりおよそ88%、令和2年度は2か月の休館もありなかなか催し物とはならず34%と落ち込み、令和3年度は63.5%と持ち直した。
Q	新春歌舞伎は抽選ではなく、固定で入っているのか。
A	台東区の後援事業の中でも特例的な扱いとなっている。他の台東区の行事、成人式等の催しも事前予約的な扱いになっている。
Q	大規模改修工事を行ったが、利用者の評判は。
A	一番評判がいいのはトイレがきれいになったこと。1階のトイレの廊下が薄暗かったのが、照明がLED化されて、とても明るくなり、清潔感も増して喜ばれている。
Q	ノーマスクを主張する方に対して、どのように対応しているのか。
A	主催者には、公会堂としてのルールについて了解していただくことを前提に使っていただくようご協力をお願いしている。
Q	人件費で運営管理・受付案内業務の予算額に比べて決算額の執行が少ないのは。
A	大規模改修工事で仮事務所に行っていた時期に、非常事態宣言が出て、パートの方たちに休業補償金も使いつつ、休業を組み込んだため下がった。
Q	研修費がゼロなのは。
A	いつもは講師を呼び館内に集まって研修を行うが、集まることに問題がある時期だったので、オンラインで行った結果、経費が掛からなかったり、一定の地域や場所に行って受けていた研修もオンラインになったりして、支出が無くなった。
Q	今後、浅草公会堂の利用率を上げる方策をどのように考えているのか。
A	現在、ホールの利用率は上がってきている。集会室と展示ホールについて利用率を上げたいと考えている。自主事業という形で、殺陣教室や、展示ホールを使っていない日に舞台装置を背景に写真スポットを作ったりできないか考えている。
Q	指定管理者の自主事業でホールの枠を確保したい要望はあるか。
A	明治座の方で何かすることは、使いたい人の枠が無くなり、かえって邪魔になってしまうので、難しいと考えている。
Q	催し物で入場者の統計は取っているのか。
A	明治座では、その日の入場者数を数えることはしていないが、主催者側の申告で入場者数として、統計資料として挙げている。

9 ま と め

今回の監査対象とした各指定管理者は、これまでの管理運営で培った知識と経験、民間事業者としてのノウハウを活かし、区との協定に沿って、区民サービスの向上に努めていることが認められた。

しかしながら、長引くコロナ禍への対応に追われる一年であり、新型コロナウイルス感染拡大への懸念から、引き続きサービスの縮小や中止など事業の一部が実施できない状況も生じたが、このような厳しい状況にあっても、各指定管理者は、職員や利用者の感染症予防対策の徹底を図りながら事業運営に努めてきたものと認められる。

新型コロナウイルス感染症の影響で、テレワークの普及等ライフスタイルの変化や事業活動におけるオンライン化・デジタル化の進展など社会環境の変化が著しい中、今後とも所管部課と指定管理者は密接に連携をとり、多様な区民ニーズを適切に把握し、一層のサービスの向上を目指すとともに、利用者にとって安全・安心な施設運営を望むものである。